



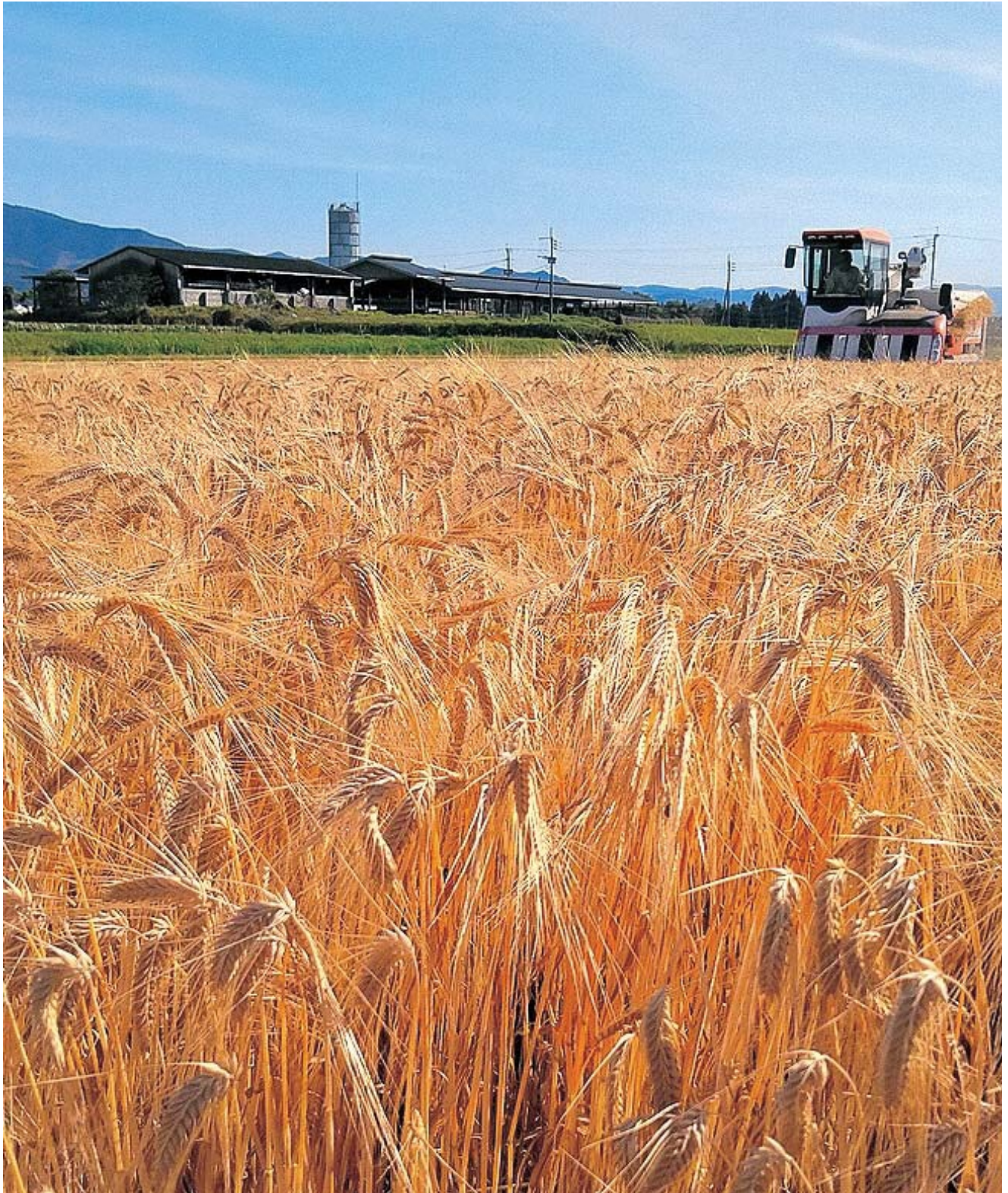
あさぎり町 農業委員会だより



くまもとグリーン農業

令和2年
6月発行

編集発行：あさぎり町農業委員会 あさぎり町免田東 1199 番地
☎ 0966-45-7225 <http://www.town.asagiri.lg.jp/>



農業委員の担当地区を紹介します

農地についてのご相談は担当地区の農業委員にお尋ねください。

上地区



井手 久美子
井上



縦木 徹郎
下永里
堀角 石坂



石山 孝史郎
永里
上永里



中村 金一
榎田



藤本 勇二
塚脇
今井



上野 勇一郎
清水
柳別府



橋口 丈一
西別府



豊永 安茂
神殿原 平和
永山 狩所
皆越



重信 洋一
麓
秋時

免田地区



松本 廣幸
築地
吉井の一部



職務代理
林田 樞臣
久鹿
吉井の一部



吉田 利明
八幡町 本町
大正町 二子



廣瀬 孝喜
黒田



的射場 洋一
永才
下乙

岡原地区



深松 守
宮麓



宮原 久子
熊野



福永 高嗣
桧山
竹野の一部



会長
杉下 和治
別府
竹野の一部



城本 康志
齊堂
開墾



村田 新一
福留 岡麓
永岡

須恵地区



田崎 洋一郎
覚井
屯所の一部



平川 勇
阿蘇
屯所の一部



恒松 純生
寺池

深田地区



濱田 定武
古草城 明廿
新 (新深田)



多田 喜一郎
下里 内山
新 (鷲巢)
植の里



落合 武士
庄屋
仁王

農地利用集積円滑化事業は終了します

JA 球磨が実施している農地の貸借（農地利用集積円滑化事業）について、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部改正に伴い、熊本県農業公社が実施している「農地バンク事業」に順次移行していくことになりました。

◆ 農地バンクへ移行の場合

- ①現在の契約期間終了時に熊本県農業公社と新たな契約を結ぶ。
- ②現在の契約を合意解約し、熊本県農業公社と新たに契約を結ぶ。



◆ 農地バンクへ移行されない場合

- ①農地法3条による利用権設定
- ②市町村の農用地利用集積計画による利用権設定

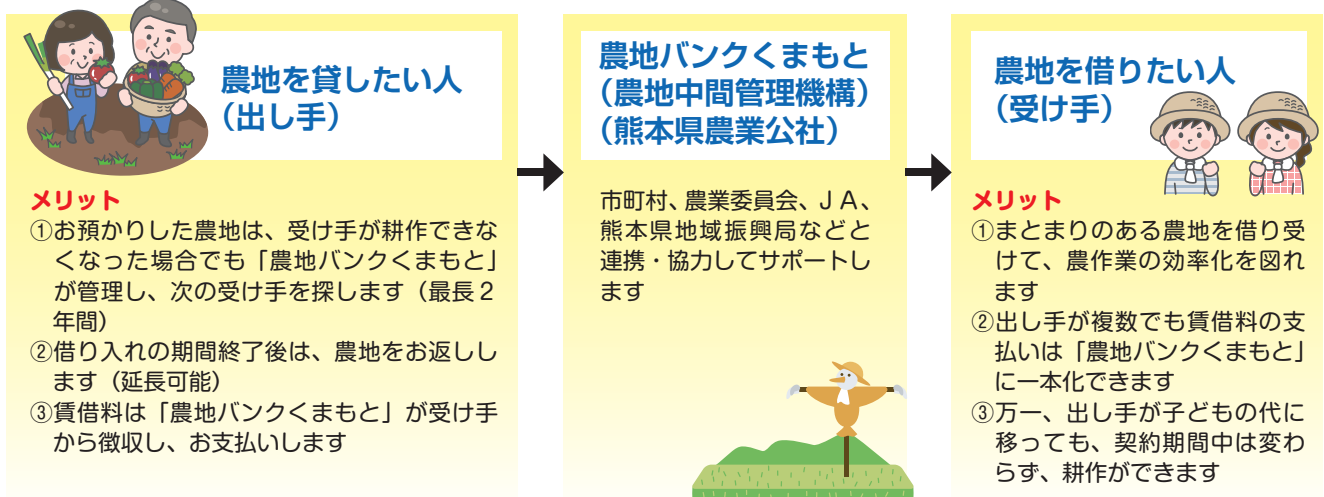


※詳しい内容のお尋ねは下記問い合わせ先までお願いします。

〈問い合わせ先〉 JAくまあさぎり支所 ☎ 45-2170
 あさぎり町農業委員会事務局 ☎ 45-7225

農地バンクくまもと（農地中間管理機構）とは？

農地を貸したい人（出し手）と、農地を借りたい人（受け手）の間に入って、農地の貸し付け、借り入れの相談や、受けての募集、賃借料の徴収・支払いなどを行います。



メリット

- ①お預かりした農地は、受け手が耕作できなくなった場合でも「農地バンクくまもと」が管理し、次の受け手を探します（最長2年間）
- ②借り入れの期間終了後は、農地をお返しします（延長可能）
- ③賃借料は「農地バンクくまもと」が受け手から徴収し、お支払いします

農地バンクくまもと
(農地中間管理機構)
(熊本県農業公社)

市町村、農業委員会、JA、熊本県地域振興局などと連携・協力してサポートします

農地を借りたい人
(受け手)

メリット

- ①まとまりのある農地を借り受けて、農作業の効率化を図れます
- ②出し手が複数でも賃借料の支払いは「農地バンクくまもと」に一本化できます
- ③万一、出し手が子どもの代に移っても、契約期間中は変わらず、耕作ができます

令和元年度 農地パトロール調査結果

令和元年8月と11月に町内の農地パトロール（農地利用状況調査）を実施し、遊休農地の発生状況を把握しました。結果は下表のとおりです。

緑（A分類）とは再生利用が可能な遊休農地で、赤（B分類）とは再生利用が困難と見込まれる荒廃農地です。



令和元年度 農地パトロール調査結果表

（令和2年4月1日現在）

地区	区分	緑（A分類）	赤（B分類）	合計
		面積（㎡）	面積（㎡）	面積（㎡）
上		16,004	22,144	38,148
免田		11,703	5,151	16,854
岡原		13,569	9,267	22,836
須恵		1,317	20,954	22,271
深田		22,448	27,063	49,511
合計		65,041	84,579	149,620

令和元年度は、農業委員会において非農地判断された17筆10,953㎡の所有者に非農地通知を送付しました。

今年度も8月中旬より、あさぎり町全域において農地利用状況調査を実施します。これは遊休農地の実態把握、発生防止・解消、違反転用の発生防止、早期発見を目的としています。調査前に草刈りをしていただくなどの農地の適正な管理をお願いします。

（一社）あさぎり町農業支援センター 令和2年度 作業料金表

パート作業員による作業（農作業）

従事時間	作業料金
8時間以内	920円 / 1時間
上記以降（残業料金）	1,150円 / 1時間

アーム型草払い機による草刈作業 （かげ切りも可能）（オペレーター代込の料金です。）

現場状況	作業料金
草地	5,200円 / 1時間
竹や雑木が生えている	6,200円 / 1時間

ウッドチップパーによる枝などの粉碎作業

栗や梨の剪定後の枝や、ミシマサイコ種子収穫後の茎伐採後の竹を細かく粉碎します。粉碎後のチップ・粉は土壌に還元できます。

（オペレーター代込の料金です。）

作業内容	作業料金
機械1台 + オペレーター1人	2,700円 / 1時間

オペレーターが1人増すごとに、920円 / 1時間増額になります。



問い合わせ先
あさぎり町農業支援センター ☎ 45-1134

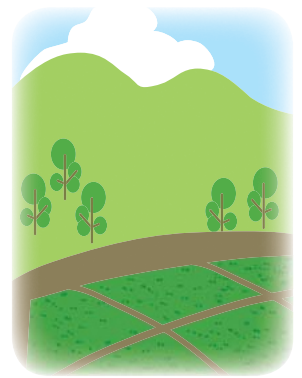
農地（田・畑）の売買どうしたらいいの？

Q 農地は誰でも買えますか？

取得後の経営面積が2反以上になることが必須条件です。

Q 売買価格はいくらですか？

農地の形状や水利関係などによって大きく変わることがありますので、売買価格はお答えできません。正式に売買のご相談を頂ければ、エリア担当の農業委員を通じて、参考価格をお伝えすることが可能です。



《農業経営基盤強化促進法による農業公社を通しての売買とは？》

要件	メリット	手続きの流れ
<ol style="list-style-type: none"> 1. 公社取扱農地が農用地区域内であること 2. 市町村の認定農業者やあっせん候補者名簿に登録されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 所得税が800万円まで控除されます。 ● 公社への経費は売り手売買価格の0.5%、買い手売買価格の2.5%が必要になりますが、登記（名義変更・合筆など）は公社が行います。 	<p>毎月25日までに、申請手続き</p> <p>↓</p> <p>翌月、売買協議（日程調整）</p> <p>↓</p> <p>翌々月、定例総会で決定</p> <p>↓</p> <p>公社へ所有権移転登記</p> <p>↓</p> <p>売り手に代金支払い</p> <p>↓</p> <p>買い手が公社へ代金納入</p> <p>↓</p> <p>買い手へ所有権移転登記</p>

※購入後、5年は耕作（自作）を行っていただきます。5年後に自作しているか、作付内容等の調査があります。

◎農業振興地域外の場合…農地法3条での手続きになります。

《農地法第3条による売買とは？》

要件	手続きの流れ
<ul style="list-style-type: none"> ● 買い手の経営状況を確認するのみです。 ● 売買価格の決定や登記料のお支払いはお互いで行ってください。 	<p>毎月25日までに、申請手続きを行います</p> <p>↓</p> <p>翌月、定例総会で決定</p> <p>↓</p> <p>決定後、許可通知書交付（2週間程度）</p> <p>↓</p> <p>法務局にて登記手続き（各自）</p>



※許可後は最低でも3年は耕作（自作）を行っていただきます。

その他詳しい内容については、農業委員会までお問い合わせください。

あなたの老後の備えは十分ですか？

老後生活の頼りは
公的年金

農 業 者 年 金 に加入しましょう!!

① 農業者の方なら広く加入できます

- 20歳から60歳未満
- 国民年金第1号被保険者
- 年間60日以上農業従事



- ② 加入と脱退は任意(脱退一時金はなく、将来年金で受け取れます。)
- ③ 国庫補助を受けない通常加入と国庫補助を受ける政策支援加入があります。
- ④ 国民年金(基礎年金)の付加年金への加入が必要です。
(付加保険料月額400円)

メリット

- ① 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代強い
- ② 保険料(月額2万円~6万7千円)は自由に選べ、いつでも変更可能
- ③ 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金あり
- ④ 社会保険料控除など税制面での優遇があり、節税になります
- ⑤ ※一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助あり

《保険料の国庫補助対象者と補助額》

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
2	認定新規就農者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
3	区分1または2のものと家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円(3割)	4,000円(2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円(3割)	

令和元年度加入結果

- ★通常加入 8名
- ★政策支援加入 2名
- ★計 10名加入されました。

農業者年金は、農業者のために作られた年金ですので、メリットがたくさんあります。
詳しい内容を聞かれない場合は、農業委員会またはお近くの農業委員にお尋ねください。

年金受給のために必要な手続きになります！

現況届の提出は忘れずに

～農業者年金受給者のみなさまへ～

農業者年金の現況届は、年金受給権者の人が年金を受給する資格があるかなどについて、農業者年金基金法に定めるところにより、毎年1回確認するものです。

農業者年金基金から5月下旬頃に通知が届いていますので、必要事項を記入・署名のうえ、6月30日までにあさぎり町役場 総合窓口（役場本庁舎内）または農業委員会に提出してください。

別紙様式1

農業者年金受給権者現況届 (折ったり、汚したりしないでください)																																																									
令和2年6月30日までにあなたの住所地の農業委員会にご提出ください																																																									
1. 支給停止事由等に該当していないことの自己チェック	2. 「受給権者の欄(氏名等)」をご記入ください																																																								
<p>あなたご自身について、以下の1～6の項目の全てに「はい」又は「いいえ」のいずれかに必ず○を付けてください</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>あなたご自身が農業を営んでいますか</td> <td>はい</td> <td>いいえ</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>あなたご自身が農業を営む法人の構成員になっていますか</td> <td>はい</td> <td>いいえ</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>後継者に貸している農地等又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付け等を行いましたか</td> <td>はい</td> <td>いいえ</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>あなた名義で農業所得の納税申告をしましたか</td> <td>はい</td> <td>いいえ</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>あなた名義で経営所得安定対策等交付金を申請しましたか</td> <td>はい</td> <td>いいえ</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>あなた名義で農業共済(NOSAI)に加入しましたか</td> <td>はい</td> <td>いいえ</td> </tr> </table>	1	あなたご自身が農業を営んでいますか	はい	いいえ	2	あなたご自身が農業を営む法人の構成員になっていますか	はい	いいえ	3	後継者に貸している農地等又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付け等を行いましたか	はい	いいえ	4	あなた名義で農業所得の納税申告をしましたか	はい	いいえ	5	あなた名義で経営所得安定対策等交付金を申請しましたか	はい	いいえ	6	あなた名義で農業共済(NOSAI)に加入しましたか	はい	いいえ	<p>受給権者の欄</p> <p>農業所得の納税申告名義等、左記4～6を確認する必要がある場合は、当基金及び農業委員会が関係機関に照会することについて同意した上で署名します</p> <table border="1"> <tr> <td>氏名(自署)</td> <td colspan="3">あさぎり 太郎</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>大正(昭和)</td> <td>12年</td> <td>6月30日</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="3">熊本都道府県 球磨郡あさぎり町免田東1199番地</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">電話番号(0966)-(45)-(7225)</td> </tr> </table> <p>ご本人が自ら署名・記入ができないため、親族等の代理人の方が記入される場合は、下記の「代理人の欄」も記入してください</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="4">代理人の欄</th> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>あさぎり 一郎</td> <td>受給権者との関係</td> <td>子</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="3">熊本都道府県 球磨郡あさぎり町免田東1199番地</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">電話番号(0966)-(45)-(7225)</td> </tr> </table> <p>支給停止事由に該当する場合、この現況届用紙は提出せずに支給停止事由該当届を提出してください</p>	氏名(自署)	あさぎり 太郎			生年月日	大正(昭和)	12年	6月30日	住所	熊本都道府県 球磨郡あさぎり町免田東1199番地				電話番号(0966)-(45)-(7225)			代理人の欄				氏名	あさぎり 一郎	受給権者との関係	子	住所	熊本都道府県 球磨郡あさぎり町免田東1199番地				電話番号(0966)-(45)-(7225)		
1	あなたご自身が農業を営んでいますか	はい	いいえ																																																						
2	あなたご自身が農業を営む法人の構成員になっていますか	はい	いいえ																																																						
3	後継者に貸している農地等又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付け等を行いましたか	はい	いいえ																																																						
4	あなた名義で農業所得の納税申告をしましたか	はい	いいえ																																																						
5	あなた名義で経営所得安定対策等交付金を申請しましたか	はい	いいえ																																																						
6	あなた名義で農業共済(NOSAI)に加入しましたか	はい	いいえ																																																						
氏名(自署)	あさぎり 太郎																																																								
生年月日	大正(昭和)	12年	6月30日																																																						
住所	熊本都道府県 球磨郡あさぎり町免田東1199番地																																																								
	電話番号(0966)-(45)-(7225)																																																								
代理人の欄																																																									
氏名	あさぎり 一郎	受給権者との関係	子																																																						
住所	熊本都道府県 球磨郡あさぎり町免田東1199番地																																																								
	電話番号(0966)-(45)-(7225)																																																								
<p>(注) 上記、自己チェックの記入が漏れている場合、現況届は受理できませんので、ご注意ください</p>																																																									

★各役場支所（上、岡原、須恵、深田）にも提出できます。

★直接持っていきることができない場合には郵送も受け付けます。

〒868-0408 あさぎり町免田東1199番地 あさぎり町農業委員会 まで

★もし、受給権者の人が亡くなっている場合には、現況届は不要ですが、死亡届の手続きが必要になります。戸籍謄本など、死亡を確認できるものをお持ちのうえ、JAで手続きをしてください。

★住所などが変更になった場合には、JAで各種手続きをしてください。

★もし記入間違いをした場合には、間違った箇所に2重線を引き、余白に書き直してください。この場合、訂正印は必要ありません。

★用紙を紛失したり、汚した場合には総合窓口または各役場支所に手書き用の用紙があります。

★『経営移譲年金受給者』の人は、現況届の質問事項をよく確認して記入してください。

★現況届用紙は機械で読み取りますので、汚したり、折り曲げたりしないようにしてください。



あさぎり町賃借料情報

あさぎり町における平成31年1月から令和元年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっております。

令和2年2月10日

あさぎり町農業委員会

賃借料情報(田)

区域	年	平均値	最高	最低	データ数
上	R1 (H31)	22,900円	30,000円	7,500円	98
	H30	20,700円	30,000円	8,000円	126
免田	R1 (H31)	21,600円	27,000円	8,000円	91
	H30	21,500円	26,000円	10,000円	101
岡原	R1 (H31)	19,800円	28,400円	8,000円	122
	H30	18,700円	31,000円	7,000円	139
須恵	R1 (H31)	17,500円	25,000円	10,000円	34
	H30	18,800円	25,000円	10,000円	88
深田	R1 (H31)	20,400円	27,000円	10,000円	35
	H30	19,700円	30,000円	10,000円	53
(参考) あさぎり町	R1 (H31)	20,800円	30,000円	7,500円	380
	H30	19,900円	31,000円	7,000円	507

賃借料情報(畑)

区域	年	平均値	最高	最低	データ数
あさぎり町全域	R1 (H31)	8,000円	10,000円	3,000円	40
	H30	8,400円	10,000円	4,700円	78

※データ数は、集計に用いた筆数である。 ※金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。

※『(参考)あさぎり町』の平均額は、全データを平均した値である。



公道でトラクターを運転している人へ

農耕用車両(トラクター等)を運転するには**大型特殊免許**が必要な場合があります。ハイスピード車(時速15km以上でるもの)または高さ2m以上・幅1.7m以上・長さ4.7m以上は大型特殊車両になります。

※資格取得にかかる経費については、あさぎり町農業支援センターにおいて

『農業経営のための免許資格等取得支援事業』を行っておりますので、お気軽にお尋ねください。

問い合わせ先 あさぎり町農業支援センター ☎45-1134



農業現場に役立つ旬の情報をお届けします!
購読してみませんか?

全国農業新聞は地域農業者の代表機関である農業委員会ネットワークが発行する週刊の農業総合専門誌です。

発行日 毎週 金曜日

購読料 1ヵ月 700円(送料 税込み)

◎購読申し込みは、農業委員会事務局まで